



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

12
DECEMBER
2023

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

- ・賞与支払届の提出について 2
- ・社会保険手続は電子申請をご利用ください 3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・放置は危険！「要治療」・「要精密検査」と判定されたら
医療機関に早期の受診を！...4
- ・申請書はすべて郵送でご提出いただけます 5
- ・年末年始の営業日のご案内 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・冬山の家「ホワイトハウス マスエン」のご案内 6
- ・「いちご狩り」補助券を配付しています 7
- ・令和5年度「写真コンテスト」の作品募集中！ 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

賞与支払届の提出について

事業主は、被用者である従業員及び70歳以上被用者に賞与を支給したとき、支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」を提出してください。この届書内容により保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額が決定されます。そのため、提出漏れや提出誤りがあると、年金記録に誤りが生じることになりますので、十分ご注意ください。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

賞与の対象となるもの

被保険者に、賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働の対償として、年間を通じて3回以下支給されるものが、届出の対象です。なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

賞与の対象となるもの		賞与の対象とならないもの
金銭によるもの	現物によるもの	
<ul style="list-style-type: none"> 賞与、ボーナス、期末手当、決算手当、夏期手当、冬期手当、繁忙手当、年末一時金、期末一時金など、賞与性のもので、年に3回以下支給されるもの その他、定期的でなくても、一時的に支給されるもの 	賞与等として、自社製品等の金銭以外で支給されるもの（金銭に換算）	<ul style="list-style-type: none"> 年4回以上支給されるもの（この場合は、標準報酬月額の対象） 結婚祝金や大入袋等、労働の対償とならないもの

※ 給与規程により、ボーナスを分割して毎月支給する場合は、通常の報酬には含めず「賞与にかかる報酬」（年4回以上支給されるもの）として取り扱います。この場合、保険料の算定にかかる報酬額は、1年間の賞与の支給総額を12で除した額となります。

賞与にかかわる保険料

年3回以下支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この標準賞与額には、健康保険・厚生年金保険で、それぞれ上限額が次のように設定されています。（健康保険法第45条、厚生年金保険法第24条の4）

健康保険	年度（保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで）の累計額で573万円
厚生年金保険	支給1ヶ月（同一月内につき2回以上支給されたときは合算）150万円

「年金委員」ってなんですか？

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

公的年金制度について広く国民の皆さま方に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

令和5年3月末時点で、全国で134,727名の年金委員が委嘱されています。

現在、年金委員を未設置の事業主様は、ぜひ設置をご検討ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ

事業主の皆さまへ

社会保険手続き※は**電子申請**をご利用ください

※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届等の健康保険や厚生年金保険等に関する手続き

電子申請のメリット

**いつでもどこでも申請可能**
オンラインで24時間365日申請ができます**コスト削減**
郵送費・交通費の削減ができます**処理が早い**
例えば健康保険証は、紙で申請するより3~4日早く届きます**安全なネットワーク**
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

主要な届出※の電子申請割合



※資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

電子申請の利用方法はカンタン

STEP 1

G.bizIDを取得

STEP 2

申請データを作成

届書作成プログラム※1・労務管理ソフト・自社システムで作成できます

STEP 3

申請

e-Gov※2または届書作成プログラム※1から申請できます

※1 届書作成プログラムとは、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアで、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできます。

※2 e-Gov電子申請サービスは、デジタル庁が運営し、国の行政機関に対する申請・届出等各種手続きをオンラインで行うことができるものです。

G.bizIDとは？ デジタル庁が運営している認証システムです。

1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスで、無料で利用することができます。G.bizIDプライム※3の発行には2週間程度を要しますので、ご準備ください。

G.bizIDの詳細内容、手続きはG.bizIDのホームページをご覧ください。

※3 G.bizIDで取得できるアカウントの一つ。社会保険の手続きには「G.bizIDプライム」を取得してください。

G.bizID 検索
<https://gbiz-id.go.jp>

電子申請の利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください



日本年金機構 電子申請 検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

電子申請の利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

《ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）》

- 0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください
- 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください
〈受付時間〉月～金曜日：午前8時30分～午後7時／第2土曜日：午前9時30分～午後4時
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

放置は危険！「要治療」・「要精密検査」と判定されたら 医療機関に早期の受診を！

自覚症状がないからと健診結果を放置していませんか？

健診結果の項目で**血圧、血糖値、LDLコレステロール値**において、「**要治療**」・「**要精密検査**」と判定されているにも関わらず、そのまましていませんか？

「要治療」「要精密検査」の結果は健康に生活するためのターニングポイントです。



例えば「高血圧」、「高血糖」、「脂質異常」を放置すると



高血圧、高血糖、脂質異常などの生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、治療せずに放置をすると、心疾患や脳卒中など大きな病気を発症する可能性があります。

重症化予防のために ～協会けんぽの取り組みと事業主様へのお願い～

協会けんぽでは生活習慣病予防健診の結果、血圧、血糖値、LDLコレステロール値において「**要治療**」「**要精密検査**」と判定された方のうち、**医療機関を受診が確認できない方について、受診をおすすめするご案内をご自宅へお送りしております。**

未治療のまま放置すると従業員様の心身や日常生活への負担はもちろん、事業主様にとっても大きな損失となりますので、「**要治療**」「**要精密検査**」と判定された従業員様には医療機関へ受診をうながす**お声かけと受診時間の確保のご協力**をお願いいたします。

従業員の皆様の健康維持・増進のために特定保健指導を受けましょう！

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診等の検査、問診の結果から、生活習慣病の改善が必要な方がいらっしゃる事業所へ「**特定保健指導のご案内**」をお送りしております。

保健師、管理栄養士が無料で健康相談・サポートいたしますので、この機会に従業員様の健康のため、ぜひご利用ください。



お問い合わせ先

保健グループ TEL **043-382-8313**

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

申請書はすべて郵送でご提出いただけます

申請書は協会けんぽのホームページからダウンロード・印刷できます。
郵送での提出にご協力をお願いします。



特定健診
のご案内

協会けんぽ 検索



！ プリントする際のお願い

申請書をスキャナーに読み込み
審査の効率化を図っています。
印刷は、A4片面100%（実際の
サイズ）でお願いします。



お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311（代表）

年末年始の営業日のご案内

年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも給付金の支払い等に時間がかかる場合がございます。
お早めにお手続きをお願いいたします。



協会けんぽ 千葉支部 営業日のご案内							
12/28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	1/1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)
○ (通常通り)	休	休	休	休	休	休	○ (通常通り)

みなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

冬山の家 ホワイトハウス マスエン



Resort Center や **世界最新鋭ゴンドラ Sunrise Express** のある充実したスキー場です。

ホワイトハウス マスエンは、石打丸山スキー場の民宿街の中心にあり、**リフトまで徒歩1分**という絶好のロケーションです。山の幸、海の幸、米どころならではの良質米を加えた**スタミナ料理**と4階には**大展望風呂**も！スキー用具やウエアのレンタルもできます。

●開設期間 **令和5年12月16日(土)～令和6年3月31日(日)**
※初日については変更の場合があります。詳細は施設にお問い合わせください。

●ところ 新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626-1
☎ 025-783-2440(FAXも同番号)



●利用申込 直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください。予約完了後に当協会へご連絡ください。「契約保養所利用申込書」を送付いたしますので、所要事項にご記入のうえ、下記宛先にご返送ください。受付後、当協会から「宿泊補助券」を送付いたしますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しく下さい。

●「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先●

千葉県社会保険協会 冬山の家 係 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
問合せ先 Tel. 043-233-3971

●契約利用料金 1泊2日2食付(サービス料金・税込)※今年度より料金改定

宿泊日	1室の宿泊人数	宿泊料金
平日	1名様	¥ 11,000
	2名様	¥ 9,000
	3名様以上	¥ 8,000
休前日及び12/29～1/3	1名様	¥ 12,000
	2名様	¥ 10,000
	3名様以上	¥ 8,500
シニア(60歳以上)	上記料金より ¥ 500 引き	
小学生	上記料金より ¥ 2,000 引き	

※ 被保険者および被扶養者(小学生以上)は、上記料金より1人1泊につき1,000円を補助いたします
※ 料金は、ご利用の際、直接お支払ください。

不明な点等ございましたら、当協会までお問い合わせください。Tel.043-233-3971



山武市成東「いちご狩り」の 補助券を配付しています



●利用期間

令和5年12月下旬～令和6年5月5日(日)

※期間中でも気象条件・園の事情により入園できない場合や要予約の期間もありますので、お出かけの際には、各加入苺園に必ずお問合わせください。(土・日・祝祭日は、早めに閉園する場合があります。)

●ところ

山武市成東観光苺組合加入苺園
TEL 0475-82-2071(観光案内所)
ホームページ <http://sanmu15.com>



●補助金額

400円

※入園料から補助金額を差し引いた料金を、上記組合加入の各苺園に当日お支払ください。
入園料金は、各苺園によって異なりますので、ホームページにてご確認ください。

●利用対象者

当協会会員の健康保険被保険者と被扶養者

●申込方法

下記申込書に必要事項を記入し、**返信用封筒(84円切手貼付・送付先を明記したもの)**を必ずご同封のうえ
下記申込先まで郵送にてお申込みください。 **※1事業所 15枚まで**とさせていただきます。

●申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
(一財)千葉県社会保険協会 いちご狩り補助券 宛

●配付受付

令和5年11月15日(水)から配付開始

※補助券がなくなり次第、配付を終了します。

※コピーしてお申込みください

山武市成東いちご狩り補助券申込書

申込枚数
枚

※1事業所 15枚まで

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

千葉県社会保険協会からのお知らせ

令和5年度「写真コンテスト」

作品募集中!

自慢のワンショットをお持ちではないですか?ぜひ当協会のコンテストにお寄せください。

応募期間 令和6年1月12日(金)まで

題材 自由。「四季の風景」「心に残るスナップ」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。

写真サイズ 六ツ切~四ツ切版または A4 サイズ(カラー)

応募資格 当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者様

作品送付先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 TEL043-233-3971

審査員 丹羽 敏憲 氏(全日本写真連盟関東本部委員)

発表 ホームページ(令和6年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2024(令和6)年3月号」に掲載し、作品応募者へ通知します。

賞 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。

応募上の注意

- ①作品は未発表のものに限ります。
- ②応募点数は1人7点以内とさせていただきます。
- ③下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。
- ④入賞の応募作品は返却いたしません。選外作品につきましては返却いたします。
- ⑤応募作品は「社会保険ちば」「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。
- ⑥入賞作品の原版(データ)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

キ リ ト リ

写 真 コ ン テ ス ト 応 募 票			
氏 名		男 ・ 女	歳
事業所名	〒		
所在地			
電話番号			
画 題			
撮影場所	(市)		
カメラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フ ィ ル ム ・ デ ジ タ ル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。